

福岡県医発第2093号(地)  
平成20年 2月19日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会  
会長 横倉 義武  
(公印省略)

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の施行について」、  
及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に基づく関連  
告示の公布について」の送付について

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準が、平成19年12月28日  
に公布され、平成20年4月1日から施行されることとなり、厚生労働省より日本  
医師会を通じて別紙のとおり周知・協力依頼がありましたので、貴会におかれまし  
てもご了知の上、ご高配方よろしくお願い申し上げます。

---

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽  
次期担当理事 名取一幸



(地Ⅲ273)

平成20年2月6日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会  
常任理事 内 田



「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の施行について」、  
及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に基づく関連  
告示の公布について」の送付について

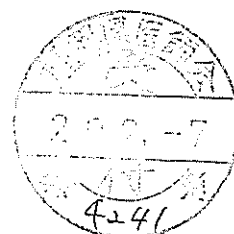
時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準が、平成19年  
12月28日に公布され、平成20年4月1日から施行することとされました。

今般、別添のとおり、平成20年1月17日付で厚生労働省保険局長より、  
都道府県知事等宛てに、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準  
の施行について」通知が出され、併せて厚生労働省保険局総務課医療費適正化  
対策推進室より都道府県医療構造改革担当部局宛てに、「特定健康診査及び特  
定保健指導の実施に関する基準に基づく関連告示の公布について」の事務連絡  
がなされました。本会に対しましても、周知、協力方依頼がありましたので、  
それぞれ官報と併せてお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下郡  
市区医師会への周知方、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、本通知等につきましては、日医ホームページに掲載する予定でありま  
すことを申し添えます。





保発第0117001号  
平成20年 1月17日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

### 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の施行について

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)が平成19年12月28日に公布され、平成20年4月1日から施行することとされたところであるが、この実施基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村等に周知徹底を図られたい。

#### 記

#### 第一 実施基準の趣旨

本実施基準は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)の規定に基づき、及び同法を実施するため、必要な規定を定めるものであること。

#### 第二 実施基準の内容

##### 一 特定健康診査の項目(実施基準第1条関係)

1 保険者は、毎年度、当該年度の4月1日における加入者であって、当該年度において40歳以上74歳以下の年齢に達するもの(妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。)に対し、特定健康診査等実施計画に基づき、以下の(1)～(10)の項目について、特定健康診査を行うものとする。

(1) 既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)

(2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

(3) 身長、体重及び腹囲の検査

(4) BMIの測定

※  $BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)}^2$

(5) 血圧の測定

(6) GOT、GPT及びγ-GTPの検査(以下「肝機能検査」という。)

(7) 中性脂肪、HDLコレステロール及びLDLコレステロールの量の検査(以下「血中脂質検査」という。)

- (8) 血糖検査
  - (9) 尿中の糖及び蛋白の有無の検査（以下「尿検査」という。）
  - (10) 上記(1)～(9)に掲げる項目のほか、厚生労働大臣が定める項目について厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要と認めるときに行うもの
- 2 腹囲の検査については、厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要でないと認めるときは、省略可とすること。
  - 3 保険者は、腹囲の検査に代えて、内臓脂肪の面積の測定を行うことができ、この場合、腹囲の検査を行ったものとみなすこと。
  - 4 医師は、一の1の(10)の項目を実施する場合、この項目の対象となる者にその項目を実施する理由を明らかにするとともに、保険者にその項目を実施した後その理由を明らかにしなければならないこと。

## 二 他の法令に基づく健康診断との関係（実施基準第2条関係）

労働安全衛生法その他の法令に基づき特定健康診査を実施した年度と同年度において加入者が次の(1)～(10)の項目について健康診断を受けた場合であって、その事実を保険者が確認した場合、保険者はその加入者に対し特定健康診査の全部又は一部を行ったものとみなすこと。

- (1) 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (3) 身長、体重及び腹囲の検査
- (4) 血圧の測定
- (5) 血色素量及び赤血球数の検査
- (6) 肝機能検査
- (7) 血中脂質検査
- (8) 血糖検査
- (9) 尿検査
- (10) 心電図検査

## 三 特定健康診査の結果等の通知（実施基準第3条関係）

- 1 保険者は、特定健康診査を受けた加入者に対し、特定健康診査の結果を通知するに当たっては、その特定健康診査の結果に加えて、その加入者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供しなければならないこと。
- 2 保険者は三の1の通知及び情報の提供に関する事務を、特定健康診査を実施した機関に委託することができること。

## 四 特定保健指導の対象者（実施基準第4条関係）

- 1 特定保健指導の対象者は、特定健康診査の結果、腹囲が85cm以上の男性若しくは90cm以上の女性又は腹囲が85cm未満の男性若しくは90cm未満の女性であってBMIが25以上の者のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの（高血圧

症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く。) とすること。

(1) 血圧の測定の結果が厚生労働大臣が定める基準に該当する者

(2) 中性脂肪又はHDLコレステロールの量が厚生労働大臣が定める基準に該当する者

(3) 血糖検査の結果が厚生労働大臣が定める基準に該当する者

2 腹囲の測定に代えて内臓脂肪の面積の測定を行う場合、四の1中「腹囲が85cm以上の男性若しくは90cm以上の女性又は腹囲が85cm未満の男性若しくは90cm未満の女性であってBMIが25以上の者」とあるのは「内臓脂肪の面積が100cm<sup>2</sup>以上の者又は内臓脂肪の面積が100cm<sup>2</sup>未満の者であってBMIが25以上の者」とすること。

#### 五 保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者（実施基準第5条関係）

保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者は、医師、保健師、管理栄養士とすること。

#### 六 特定保健指導の実施方法（実施基準第6条関係）

保険者は、四の特定保健指導対象者に対し、特定健康診査等実施計画に基づき、動機付け支援又は積極的支援により特定保健指導を行うものとする。

#### 七 動機付け支援（実施基準第7条関係）

1 動機付け支援とは、動機付け支援対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の実施に資することを目的として、次の(1)～(3)の要件のいずれも満たすものであって、厚生労働大臣が定める方法により行う保健指導をいうこと。

(1) 動機付け支援対象者が、医師、保健師又は管理栄養士の面接による指導の下に行動計画を策定すること

(2) 医師、保健師、管理栄養士又は食生活の改善指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働大臣が定めるものが、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組にかかる動機付けに関する支援を行うこと

(3) 動機付け支援対象者及び七の1の(1)の面接による指導を行った者が、行動計画の策定の日から6ヶ月以上経過後に、行動計画の実績に関する評価を行うこと。

2 動機付け支援対象者は、次の(1)～(4)に掲げる者とする。

(1) 腹囲が85cm以上の男性又は90cm以上の女性であって、四の1の(1)～(3)のいずれかに1つのみに該当する者（八の2の(2)に該当する者を除く。）

(2) 腹囲が85cm未満の男性又は90cm未満の女性であって、BMIが25以上の者のうち、四の1の(1)～(3)のいずれかに2つのみに該当する者（八の2の(4)に該当する者を除く。）

(3) 腹囲が85cm未満の男性又は90cm未満の女性であって、BMIが25以上

の者のうち、四の１の(1)～(3)のいずれかに１つのみに該当する者

(4) 特定健康診査を実施する年度において６５歳以上７４歳以下の年齢に達する者のうち、次のア～エに掲げるもの

ア 腹囲が８５cm以上の男性又は９０cm以上の女性であって、四の１の(1)～(3)のいずれか２つ以上に該当する者

イ 腹囲が８５cm以上の男性又は９０cm以上の女性であって、四の１の(1)～(3)のいずれか１つのみに該当し、かつ、特定健康診査の結果、喫煙習慣があると認められた者

ウ 腹囲が８５cm未満の男性又は９０cm未満の女性であって、BMIが２５以上の者のうち、四の１の(1)～(3)のいずれにも該当するもの

エ 腹囲が８５cm未満の男性又は９０cm未満の女性であって、BMIが２５以上の者のうち、四の１の(1)～(3)のいずれか２つのみに該当し、かつ、特定健康診査の結果、喫煙習慣があると認められたもの

#### 八 積極的支援（実施基準第八条関係）

１ 積極的支援とは、積極的支援対象が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の継続的な実施に資することを目的として、次の(1)～(4)の要件のいずれも満たすものであって、厚生労働大臣が定める方法により行う保健指導をいうこと。

(1) 積極的支援対象者が、医師、保健師又は管理栄養士の面接による指導の下に行動計画を策定すること。

(2) 医師、保健師又は管理栄養士又は食生活の改善指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者として厚生労働大臣が定めるものが、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけに関する支援を相当な期間継続して行うこと。

(3) 積極的支援対象者及び八の１の(1)の面接による指導を行った者が、行動計画の進捗状況に関する評価を行うこと。

(4) 積極的支援対象者及び八の１の(1)の面接による指導を行った者が、行動計画の策定の日から６ヶ月以上経過後に、行動計画の実績に関する評価を行うこと。

２ 積極的支援対象者は、次の(1)～(4)に掲げる者（積極的支援を実施する年度において６５歳以上７４歳以下の年齢に達する者を除く。）とする。

(1) 腹囲が８５cm以上の男性又は９０cm以上の女性であって、四の１の(1)～(3)のいずれか２つ以上に該当する者

(2) 腹囲が８５cm以上の男性又は９０cm以上の女性であって、四の１の(1)～(3)のいずれか１つのみに該当し、かつ、特定健康診査の結果、喫煙習慣があると認められた者

(3) 腹囲が８５cm未満の男性又は腹囲が９０cm未満の女性であってBMIが２５以上の者のうち、四の１の(1)～(3)のいずれにも該当する者

(4) 腹囲が８５cm未満である男性又は９０cm未満である女性であってBMIが２５以上の者のうち、四の１の(1)～(3)のいずれか２つのみに該当し、かつ、特定

健康診査の結果、喫煙習慣があると認められた者

3 四の2の規定は、八の2の規定の適用について準用する。

#### 九 その他の保健指導（実施基準第9条関係）

保険者は、特定健康診査の結果その他の事情により、加入者の健康の保持増進のために必要があると認められるときは、七、八の規定にかかわらず、加入者に適切な保健指導を行うよう努めるものとする。

#### 十 特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の保存（実施基準第10条関係）

1 保険者は、特定健康診査及び特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成し、その記録の作成日から5年を経過するまでの期間又は加入者が他の保険者の加入者となった日の年度の翌年度の末日までの期間のうちいずれか短い期間、その記録を保存しなければならない。

2 保険者は、十の1の作成及び保存に関する事務の全部又は一部を、その事務を適切かつ円滑に遂行し得る能力のある者に委託することができる。

#### 十一 特定健康診査等に要した費用の請求（実施基準第11条関係）

1 他の保険者の加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）を行った保険者が、特定健康診査等を受けた他の保険者の加入者に請求することができる費用額は、保険者が、保険者の加入者に行う特定健康診査等に要する費用の額を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めた額とすること。

2 特定健康診査に要する費用として相当額の支給を受けようとする加入者（労働安全衛生法その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受けた加入者又は受けることができる加入者を除く。）又は特定保健指導に要する費用として相当額の支給を受けようとする加入者は、次の(1)～(6)の事項を記載した申請書をその加入者が加入する保険者に提出しなければならないこと。

(1) 医療保険各法による被保険者証（日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙をはり付けるべき余白のあるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証の記号及び番号

(2) 特定健康診査等を受けた者の氏名及び生年月日

(3) 特定健康診査等を実施した保険者の保険者番号及び名称

(4) 特定健康診査等を受けた病院、診療所その他の者の名称及び所在地又は氏名及び住所

(5) 特定健康診査を受けた年月日又は特定保健指導を受けた年月日及び期間

(6) 特定健康診査等に要した費用額

3 十一の2の申請書には、十一の2の(6)の費用額を証する書類を添付しなければならないこと。

#### 十二 特定健康診査等の記録の送付（実施基準第12条関係）

他の保険者の加入者に特定健康診査等を行った保険者は、その特定健康診査等の記録をその特定健康診査等を受けた者が現に加入する他の保険者に送付するに当たっては、電磁的方法により作成された、その特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク又はフレキシブルディスク（以下「光ディスク等」という。）を送付する方法により行うものとする。

### 十三 他の保険者が行う記録の写しの提供（実施基準第13条関係）

- 1 特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、その記録の写しを提供するに当たっては、あらかじめ、他の保険者の加入者であった者に対し、記録の写しを提供する趣旨及び提供される記録の写しの内容の説明を行い、かつ、他の保険者の加入者であった者の同意を得なければならないこと。ただし、その記録の写しの提供を求めた保険者において説明を行い、他の保険者の加入者であった者の同意を得たことが確認できたときは、この限りではないこと。
- 2 特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、その記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法により作成された、その特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

### 十四 事業者等が行う記録の写しの提供（実施基準第14条関係）

- 1 保険者が、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写しは、二の(1)～(10)に掲げる項目に関する記録の写しとすること。
- 2 健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、その記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法により作成された健康診断に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

### 十五 記録等の提供に要する費用の支払（実施基準第15条関係）

他の保険者又は事業者等は、十三、十四により記録の写しを提供したときは、その記録の写しの提供を求めた保険者から、現にその記録の写しの提供に要した費用の額の支払を受けることができること。

### 十六 特定健康診査等の委託（実施基準第16条関係）

- 1 保険者は、特定健康診査及び特定保健指導の実施を委託する場合には、特定健康診査及び特定保健指導を円滑かつ効率的に実施する観点から適当である者として厚生労働大臣が定めるものに委託しなければならないこと。
- 2 保険者が特定健康診査及び特定保健指導の受託者に対し提供することができる情報は、十により保存している特定健康診査及び特定保健指導に関する記録その他必要な情報とすること。
- 3 保険者が十六の1により特定健康診査及び特定保健指導の実施を委託する場合に、保険者に代わり特定健康診査及び特定保健指導の実施に要した費用の請求の受

付、その費用の支払並びにこれらに附帯する事務を行うことができる者は、特定健康診査及び特定保健指導に係る情報の漏えいの防止、その事務の円滑な実施を図る観点から適当である者として厚生労働大臣が定めるものとする。

#### 十七 雑則（実施基準第17条関係）

この実施基準に定めるもののほか、特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設及び運営に関する事項、記録の保存に関する事項その他の特定健康診査及び特定保健指導の実施について必要な細則は、厚生労働大臣が定めること。

#### 十八 その他（附則第1、2条関係）

- 1 この実施基準の施行期日は、平成20年4月1日とすること。
- 2 この実施基準の施行日から平成25年3月31日までの間は、七の1の(1)及び八の1の(1)中「又は管理栄養士」とあるのは「、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、七の1の(2)及び八の1の(2)中「管理栄養士」とあるのは「管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とすること。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第三条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の項中 第三十

八条の十の規定による記録の保存を 第三十八条の十七第一項第三号の規定による記録の保存

第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録の保存

に改める。

別表第二の表特定化学物質障害予防規則の項中 第三十八条の十の規定による記録を 第三十

八の十七第一項第三号の規定による記録に改める。

八の十八第一項第三号の規定による記録に改める。

附則

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十年三月一日から施行する。ただし、第二条中様式第二十一号の七の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置) 第二条 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第二号31の2に掲げる物

又は第一号の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(以下「新特化規則」という。)別表第一

第三十一号の二に掲げる物(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を製造し、又は取り扱う設備で、

この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十一年二月二十八日までの間は、新特化規則

第四条及び第五条の規定は、適用しない。

(一・三・一)ブタジエン等に関する経過措置 第三条 一・三・一ブタジエン又は一・三・一ブタジエンをその重量の一パーセントを超えて含有する製

剤その他の物を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う

作業場所等、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十一年二月二十八日までの間

は、新特化規則第三十八条の十七第一項第一号の規定は、適用しない。

(硫酸ジエチル等に関する経過措置) 第四条 硫酸ジエチル又は硫酸ジエチルをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

を製造し、又は取り扱う作業を行う作業場所等、この省令の施行の際現に存するものについては、平

成二十一年二月二十八日までの間は、新特化規則第三十八条の十八第一項第一号の規定は、適用しな

い。

(計画の届出に関する経過措置) 第五条 労働安全衛生規則第八十六条第一項及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第

八十八条第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二十年六月一日前に労働安全衛生規則

別表第七の十六の項若しくは十八の項の上欄に掲げる機械等であつて、ホルムアルデヒド等に係る

もの又は第二号の規定による改正後の労働安全衛生規則別表第七の二十の二の項若しくは二十の三

の項の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする

場合には、適用しない。

〇厚生労働省令第五百五十六号 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)

第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一

部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十二月二十八日 厚生労働大臣 外添 要一

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第

二百三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第三百六十九号を第三百七十号と

し、第二百四十四号から第三百六十八号までを一

号ずつ繰り下げ、第二百四十三号の次に次の一号

を加える。

二百四十四 ネオテーム

附則 この省令は、公布の日から施行する。

〇厚生労働省令第五百五十七号 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七

年法律第八十号)の規定に基づき、及び同法を実

施するため、特定健康診査及び特定保健指導の実

施に関する基準を次のように定める。

平成十九年十二月二十八日 厚生労働大臣 外添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関

する基準 (特定健康診査の項目)

第一条 保険者は、高齢者の医療の確保に関する

法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」

という。)第二十条の規定により、毎年度、当該

年度において四十歳以上七十四歳以下の年齢に

達するもの(妊娠婦その他の厚生労働大臣が定

める者を除く。)に対し、特定健康診査等実施計

画(法第十九条第一項に規定する特定健康診査

等実施計画をいう。以下同じ。)に基づき、次の

項目について、特定健康診査(法第十八条第一

項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。)を

行うものとする。

一 既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況

に係る調査を含む。)

二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

三 身長、体重及び腹囲の検査

四 BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ)の測定

BMI=体重(kg)÷身長(m)<sup>2</sup>。

五 血圧の測定

六 血清グルタミン酸オキサロアセチクトラ

ンスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミッ

クビルピククトランスアミナーゼ(GPT)

及びガンマーグルタミルトランスフェプター

ゼ(γ-GTP)の検査(以下「肝機能検査」

という。)

七 血清トリグリセリド(中性脂肪)、高比

重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステ

ロール)及び低比重リポ蛋白コレステロール

(LDLコレステロール)の量の検査(以下

「血中脂質検査」という。)

八 血糖検査

九 尿中の糖及び蛋白の有無の検査(以下「尿

検査」という。)

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣

が定める項目について厚生労働大臣が定める

基準に基づき医師が必要と認めるときに行う

もの

2 前項第三号に掲げる項目のうち、腹囲の検査

については、厚生労働大臣が定める基準に基づ

き医師が必要でないと認めるときは、省略する

ことができる。

3 保険者は、第一項第三号の規定による腹囲の

検査に代えて、内臓脂肪(腹腔内の脂肪、大

網等に存在する脂肪細胞内に貯蔵された脂肪を

いう。以下同じ。)の面積の測定を行うことがで

きる。この場合において、当該保険者は、同号

の規定による腹囲の検査を行ったものとみな

す。

4 医師は、第一項第十号の規定による項目を実

施する場合には、当該項目の対象となる者に対

し当該項目を実施する前にその理由を明らかに

するとともに、保険者に対し当該項目を実施し

た後にその理由を明らかにしなければならない

。(他の法令に基づく健康診断との関係)

第二条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五

十七号)その他の法令に基づき特定健康診査を

実施した年度と同年度において加入者が次の項

目について健康診断を受けた場合であつて、当

該事実を保険者が確認した場合には、法第二十

一条第一項の規定により、当該保険者は当該加

入者に対し特定健康診査の全部又は一部を行っ

たものとみなす。

- 一 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
  - 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
  - 三 身長、体重及び腹囲の検査
  - 四 血圧の測定
  - 五 血色素量及び赤血球数の検査
  - 六 肝機能検査
  - 七 血中脂質検査
  - 八 血糖検査
  - 九 尿検査
  - 十 心電図検査
- （特定健康診査に関する結果等の通知）
- 第三条 保険者は、法第二十三条の規定により、特定健康診査を受けた加入者に対し、特定健康診査に関する結果を通知するに当たっては、当該加入者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供しなければならない。
- 2 保険者は、前項の通知及び同項の情報の提供に関する事務を、特定健康診査を実施した機関に委託することができる。
- （特定保健指導の対象者）
- 第四条 法第十八条第一項に規定する特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者は、特定健康診査の結果、腹囲が八十五センチメートル以上である男性若しくは腹囲が九十センチメートル以上である女性又は腹囲が八十五センチメートル未満である男性若しくは腹囲が九十センチメートル未満である女性であつてBMIが二十五以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く。）とする。
- 一 血圧の測定の結果が厚生労働大臣が定める基準に該当する者
  - 二 血清トリグリセリド（中性脂肪）又は高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）の量が厚生労働大臣が定める基準に該当する者
  - 三 血糖検査の結果が厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- 第一条第三項の規定により、腹囲の検査に代えて内臓脂肪の面積の測定を行う場合には、前項中「腹囲が八十五センチメートル以上である男性若しくは腹囲が九十センチメートル以上である女性又は腹囲が八十五センチメートル未満である男性若しくは腹囲が九十センチメートル未満である女性であつてBMIが二十五以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く。）とする。」と読み替へる。

- ある女性又は腹囲が八十五センチメートル未満である男性若しくは腹囲が九十センチメートル未満である女性であつてBMIが二十五以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（次条第二項第四号に該当する者を除く。）とする。
- （保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者）
- 第五条 法第十八条第一項に規定する保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者は、医師、保健師又は管理栄養士とする。
- （特定保健指導の実施方法）
- 第六条 保険者は、法第二十四条の規定により、第四号に規定する者に対し、特定健康診査等実施計画に基づき、次条第一項に規定する動機付け支援又は第八号第一項に規定する積極的支援により特定保健指導（法第十八条第一項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）を行うものとする。
- （動機付け支援）
- 第七条 動機付け支援とは、動機付け支援対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の実施に資することを目的として、次に掲げる要件のいずれも満たすものであつて、厚生労働大臣が定める方法により行う保健指導をいう。
- 一 動機付け支援対象者が、医師、保健師又は管理栄養士の面接による指導の下に行動計画を策定すること。
  - 二 医師、保健師、管理栄養士又は食生活の改善指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者として厚生労働大臣が定めるものが、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行うこと。
  - 三 動機付け支援対象者及び第一号の規定により面接による指導を行った者が、行動計画の策定の日から六月以上経過後において、当該行動計画の実績に関する評価を行うこと。
- 前項の動機付け支援対象者は、次の各号に掲げる者とする。
- 一 腹囲が八十五センチメートル以上である男性又は腹囲が九十センチメートル以上である女性であつて、第四号第一項各号のいずれか一のみに該当する者（次条第二項第二号に該当する者を除く。）

- 二 腹囲が八十五センチメートル未満である男性又は腹囲が九十センチメートル未満である女性であつてBMIが二十五以上の者のうち、第四号第一項各号のいずれか二のみに該当するもの（次条第二項第四号に該当する者を除く。）
- 三 腹囲が八十五センチメートル未満である男性又は腹囲が九十センチメートル未満である女性であつてBMIが二十五以上の者のうち、第四号第一項各号のいずれか一のみに該当するもの
- 四 特定健康診査を実施する年度において六十五歳以上七十四歳以下の年齢に達する者のうち、次に掲げるもの
- イ 腹囲が八十五センチメートル以上である男性又は腹囲が九十センチメートル以上である女性であつて、第四号第一項各号のいずれか二以上に該当する者
  - ロ 腹囲が八十五センチメートル以上である男性又は腹囲が九十センチメートル以上である女性であつて、第四号第一項各号のいずれか一のみに該当し、かつ、特定健康診査の結果、喫煙習慣があると認められた者
  - ハ 腹囲が八十五センチメートル未満である男性又は腹囲が九十センチメートル未満である女性であつてBMIが二十五以上の者のうち、第四号第一項各号のいずれか二に該当するもの
  - ニ 腹囲が八十五センチメートル未満である男性又は腹囲が九十センチメートル未満である女性であつてBMIが二十五以上の者のうち、第四号第一項各号のいずれか二のみに該当し、かつ、特定健康診査の結果、喫煙習慣があると認められたもの
- （積極的支援）
- 第八条 積極的支援とは、積極的支援対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の継続的な実施に資することを目的として、次に掲げる要件のいずれも満たすものであつて、厚生労働大臣が定める方法により行う保健指導をいう。
- 一 積極的支援対象者が、医師、保健師又は管理栄養士の面接による指導の下に行動計画を策定すること。

- 二 医師、保健師、管理栄養士又は食生活の改善指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者として厚生労働大臣が定めるものが、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけに関する支援を相当な期間継続して行うこと。
- 三 積極的支援対象者及び第一号の規定により面接による指導を行った者が、行動計画の進捗状況に関する評価を行うこと。
- 四 積極的支援対象者及び第一号の規定により面接による指導を行った者が、行動計画の策定の日から六月以上経過後において、当該行動計画の実績に関する評価を行うこと。
- 前項の積極的支援対象者は、次の各号に掲げる者（同項の積極的支援を実施する年度において六十五歳以上七十四歳以下の年齢に達する者を除く。）とする。
- 一 腹囲が八十五センチメートル以上である男性又は腹囲が九十センチメートル以上である女性であつて、第四号第一項各号のいずれか二以上に該当する者
  - 二 腹囲が八十五センチメートル以上である男性又は腹囲が九十センチメートル以上である女性であつて、第四号第一項各号のいずれか一のみに該当し、かつ、特定健康診査の結果、喫煙習慣があると認められた者
  - 三 腹囲が八十五センチメートル未満である男性又は腹囲が九十センチメートル未満である女性であつてBMIが二十五以上の者のうち、第四号第一項各号のいずれか二に該当するもの
  - 四 腹囲が八十五センチメートル未満である男性又は腹囲が九十センチメートル未満である女性であつてBMIが二十五以上の者のうち、第四号第一項各号のいずれか二のみに該当し、かつ、特定健康診査の結果、喫煙習慣があると認められたもの
- （その他の保健指導）
- 第九条 保険者は、特定健康診査の結果その他の事情により、加入者の健康の保持増進のために必要があると認めるときは、前二条の規定にかかわらず、加入者に対し、適切な保健指導を行うよう努めるものとする。

(特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の保存)

第十条 保険者は、法第二十二條及び法第二十五條の規定により、特定健康診査及び特定保健指導に関する記録を電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により作成し、当該記録の作成の日の属する年度の翌年（当該年度の末日までの期間のうちいずれか短い期間、当該年度の末日までの期間又は加入者が他の保険者の加入者となつた日の属する年度の翌年、当該年度の末日までの期間のうちいずれか短い期間）の間に、前項の作成及び同項の保存に関する事務の全部又は一部を、当該事務を適切かつ円滑に遂行し得る能力のある者に委託することができる。

（特定健康診査等に要した費用の請求）

第十一条 法第二十六條第一項の規定により他の保険者の加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）を行つた保険者が、同項の規定により当該特定健康診査等を受けた他の保険者の加入者に対し請求することができる費用の額は、当該保険者が、当該保険者の加入者に対して行つた特定健康診査等に要する費用の額を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めた額とする。

第十二条 法第二十六條第三項の規定により特定健康診査に要する費用として相当額の支給を受けようとする加入者（労働安全衛生法その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受けた加入者又は受けることができる加入者を除く。）又は特定保健指導に要する費用として相当額の支給を受けようとする加入者は、次の事項を記載した申請書を当該加入者が加入する保険者に提出しなければならない。

- 一 医療保険各法による被保険者証（日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙をばり付けるべき余白のあるものに限り。）及び被扶養者証を含む）、組合員証又は加入者証の記号及び番号
  - 二 特定健康診査等を受けた者の氏名及び生年月日
  - 三 特定健康診査等を実施した保険者の保険者番号及び名称
  - 四 特定健康診査等を受けた病院、診療所その他の者の名称及び所在地又は氏名及び住所
  - 五 特定健康診査を受けた年月日又は特定保健指導を受けた年月日及び期間
  - 六 特定健康診査等に要した費用の額
- 前項の申請書には、同項第六号に掲げる費用の額を証する書類を添付しなければならない。

(特定健康診査等に関する記録の送付)

第十三条 他の保険者の加入者に対し特定健康診査等を行つた保険者は、法第二十六條第二項の規定により当該特定健康診査等に関する記録を当該特定健康診査等を受けた者が現に加入する他の保険者に送付するに当たっては、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク又はフレキシブルディスク（以下「光ディスク等」という。）を送付する方法により行うものとする。

第十四条 法第二十七條第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

第十五条 保険者が、法第二十七條第二項の規定により加入者を使用している事業者等（法第二十一條第二項に規定する事業者等をいう。以下同じ。）又は使用していた事業者等に対して提供を求め、第二條各号に掲げる項目に関する記録の写しとする。

第十六条 法第二十七條第二項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法により作成された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

第十七条 法第二十七條第二項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法により作成された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(特定健康診査等の委託)

第十六条 保険者は、法第二十八條の規定により、特定健康診査及び特定保健指導の実施を委託する場合に、特定健康診査及び特定保健指導を円滑かつ効率的に実施する観点から適当である者として厚生労働大臣が定めるものに委託しなければならない。

第十七条 保険者が特定健康診査及び特定保健指導の委託者に対し提供することができる情報は、第十条の規定により保存している特定健康診査及び特定保健指導に関する記録その他の必要な情報とする。

第十八条 保険者が第一項の規定により特定健康診査及び特定保健指導の実施を委託する場合において、保険者が代わり特定健康診査及び特定保健指導の実施に要した費用の請求の受付並びに当該費用の支払並びにこれらに附帯する事務を行うことができる者は、特定健康診査及び特定保健指導に係る情報の漏えいの防止並びに当該事務の円滑な実施を図る観点から適当である者として厚生労働大臣が定めるものとする。

第十九条 この省令に定めるもののほか、特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設及び運営に関する事項、記録の保存に関する事項その他の特定健康診査及び特定保健指導の実施に附帯する事項は、厚生労働大臣が定める。

第二十条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

（特定保健指導の実施に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間は、第七條第一項第一号及び第八條第一項第一号中「又は管理栄養士」とあるのは、「管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第七條第一項第二号及び第八條第一項第二号中「管理栄養士」とあるのは、「管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

予防疫種法施行規則の一部を改正する省令

予防疫種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十一條の二十七中「疾病は」の下に「麻しん」を加える。

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第十一條第一項及び第十二條第一項第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十二月二十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、第二條に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十年一月一日前に風しん若しくは麻しんの患者を診断し、又は風しん若しくは麻しんに死亡した者の死体を検案したときに指定届出機関（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十四條第一項に規定する指定届出機関をいう。以下同じ。）の管理業者が行う届出及び当該届出を受けた当該指定届出機関の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）が行う報告については、この省令による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第六條の規定は、なおその効力を有する。

予防疫種法施行規則の一部を改正する省令

予防疫種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十一條の二十七中「疾病は」の下に「麻しん」を加える。

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第十一條第一項及び第十二條第一項第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十二月二十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、第二條に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十年一月一日前に風しん若しくは麻しんの患者を診断し、又は風しん若しくは麻しんに死亡した者の死体を検案したときに指定届出機関（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十四條第一項に規定する指定届出機関をいう。以下同じ。）の管理業者が行う届出及び当該届出を受けた当該指定届出機関の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）が行う報告については、この省令による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第六條の規定は、なおその効力を有する。